

運 営 規 程

認知症対応型通所介護(共用型)
介護予防認知症対応型通所介護(共用型)

オークランドホーム
南原町木洩れ陽

(事業の目的)

第1条 この規程はオークランドホーム株式会社が設置経営する(介護予防)認知症対応型通所介護(共用型)事業(以下「事業」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の職員が認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び支援、日常生活の中で心身の機能訓練を行なうことにより、認知症の進行を穏やかにし、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい在宅生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 (介護予防)認知症対応型通所介護(共用型)は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行い、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うようにすること。

2 (介護予防)認知症対応型通所介護(共用型)は、(介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うようにすること。

3 従業者は、(介護予防)認知症対応型通所介護(共用型)の提供に当っては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(事業所の名称等)

第3条 本事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 オークランドホーム南原町木洩れ陽
- (2) 所在地 山形県山形市南原町三丁目11-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

オークランドホーム南原町木洩れ陽

- (1) グループホーム管理者 1名(兼務)

管理者は、グループホームの管理、業務の管理を一元的に行うとともに、所属職員を指揮監督する。

- (2) 管理者 1名(兼務)

管理者は、事業所の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに、所属職員を指揮監督する。

- (3) 計画作成担当者 1名以上(兼務)

計画作成担当者は、利用者に対し適切なサービスが提供されるよう利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿い、(介護予防)認知症対応型通所介護計画(以下「介護計画」という)を作成するとともに、連携する居宅介護支援事業所や介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行なう。また、介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

- (4) 介護従業者 10名以上(兼務する者を含む)

介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行なう。

2 職員の定数は、前項の規程にかかわらず、本事業の運営のため必要がある場合は、定数を超し

て職員を置くことができる。

3 前各号における職務は、必要が生じた場合、ホーム長の命により兼務することがある。

(利用定員)

第5条 利用定員は1日3名とする。但し午前中で帰る利用者がいた場合、午後から帰宅利用者数を受け入れ、利用することができる。サービス提供時間内に重ならないことを条件に上限を1日3名まで利用可能。

(介護内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1)食事、排泄、入浴、整容等の介助。

なお、入浴は利用単位に1回40単位追加となる。(希望者)

(2)日常生活上の個別援助

(3)日常生活の中での機能訓練及び口腔機能向上支援

(4)相談、援助

(5)医療連携(往診対応は不可)

(6)個別の趣味活動、又は自立支援

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第7条 事業の利用開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の内容に沿い、個別に介護計画を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得て交付する。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行ない必要に応じて介護計画の変更を行う。

(営業日時)

第8条	営 業 日	年中無休	
	営 業 時 間	8:30～17:30	
	サ ー ビ ス 提 供 時 間	9:00～17:00	
	延長サービス提供時間	8:30～9:00	17:00～20:00

(送迎及びサービス提供時間について)

第9条 介護保険利用料内において送迎を実施。

サービス提供時間は基本的には1日6時間以上8時間未満とし、9時から17時。

送迎時間はサービス提供時間には含まない。但し、有資格者等が居宅サービス計画及び介護計画に位置付けた上で送迎時に居宅内で介助等を実施する場合は1日30分を限度にサービス提供時間に含める。また利用料金は介護計画に位置付けられた所要時間により設定。送迎時間以外の送迎については家族対応となる。その場合は片道47単位減算となる。

(利用料等)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。尚、当該提供サービスが法定代理受領サービスに該当する場合は利用者が支払う額は介護保険負担割合証に記載された負担割合に則り、その1割、2割又は3割とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。

(1)教養娯楽費

50円／日

(2)食材料費(おやつ代・飲み物代含む)

朝食:250円／回	昼食:650円／回
夕食:400円／回	(おやつ代含む)

(3)複写代

10円／枚

(4)オムツ代

実費

(5)その他日常生活において通常必要となる費用で、利用者の要望により生じ、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。(理美容代・買い物代等)

- 2 上記(1)～(5)は利用開始時に利用者及び家族に説明し、同意を得るものとする。
- 3 利用料の支払いは、月毎に発行する請求書に基づき、指定する期日までに受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 山形市内全域

(利用にあたっての留意事項)

第12条 事業の利用対象者は、要支援1～2 要介護1～5の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1)少人数による共同生活を営むことに支障がないこと(日中の活動等)
- (2)自傷他害のおそれがないこと
- (3)常時医療機関において治療する必要があること

- 2 利用後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、利用を停止してもらう場合がある。

(利用するにあたっての注意事項)

第13条 他人に迷惑となるような大声を出さないこと。器物破損しないこと。

- 2 煙草を吸う場合は、きちんと決められた場所にて行うこと。(職員同行のもと施設敷地外にて)
- 3 利用のキャンセルや内容の変更の際は、職員に届け出て、お互いに確認しあうこと。
- 4 テレビ・ラジオ等の音量は適正にし、ゆったりと過ごすこと。(必要であれば持込可)
- 5 身体及び衣類について、不衛生と職員に判断された場合はその指示に従うこと。
- 6 衛生管理上、食品の持ち込みの際は、職員に申し出て1回で食べきれぬ量とすること。
- 7 その他、他人に迷惑となるような行為はしないこと。

(記録の整備)

第14条 事業のサービスを提供した場合は、必要な記録を所定の書面に記載し記録する。

- 2 サービス提供に関する記録は、その完結日から5年間保管します。

(秘密の保持)

第15条 本事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。(職員と秘密保持誓約書を締結)

(身体拘束の禁止)

第16条 事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)を行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合は、その事由を利用者及びご家族、代理人等に文書で説明し同意を得ます。

事業所は、緊急やむを得ず行う身体的拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向け定期的に検討する取り組みをします。

(苦情処理)

第17条 利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者に対するサービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第19条 防災対応 消防法に基づき作成している「消防計画」及び「オークランドホーム南原町木洩れ陽 非常災害及び火災・風水害・地震の避難マニュアル」により対応します。

防災設備 ・スプリンクラー ・避難階段 ・自動火災報知機 ・火災通報装置 ・誘導灯・消火器
避難訓練 消防計画に基づいて必要な避難訓練を年2回実施します。

消防計画 消防署届出済

防火管理者 オークランドホーム南原町木洩れ陽 管理者 伊藤 美由紀

(緊急時における対応)

第20条 介護サービスの提供中に容態の変化や事故等があった場合は、事前の打ちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

(衛生管理)

第21条 利用者の使用する備品等を清潔に保持し、定期的に消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(勤務体制の確保)

第22条 利用者に対する適切な事業の提供を確保するため、指定基準の人員配置に基づいて職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 前項の介護従業者の勤務体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう配慮するものとする。
- 3 従業者等の質の向上を図るため、研修の機会を確保できる勤務体制とする。

(調査への協力等)

第23条 事業所は、提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第24条 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

- 2 事業所はこの事業を行うため、記録物を整理する事に努める。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はホーム長が定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第25条 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のために、次の措置を講じます。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び職員に対してその結果について周知徹底。
- ②事業所における虐待防止のための指針の整備。
- ③職員に対する虐待防止のための研修の定期的な実施。
- ④虐待防止に関する措置を適切に実施するため、事業所内に責任者を配置。
責任者はオークランドホーム南原町木洩れ陽 管理者 伊藤美由紀とする。
- ⑤虐待を受けたと思われる利用者について、市町村への報告。

附 則

平成29年10月 1日より施行する。

令和 6年 7月 1日改正

令和 6年10月20日改正

令和 6年12月 1日改正

令和 7年 8月 1日改正

